## 第10回規制改革会議 議事録

- 1. 日時:平成25年5月22日(水)9:30~11:33
- 2. 場所:中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
- 3. 出席者:
  - (委員) 岡素之(議長)、大田弘子(議長代理)、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、 翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、 長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
  - (政 府) 寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、長谷川総理補佐官
  - (事務局) 滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、 中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官

## 4. 議題:

- (1) ワーキング・グループ報告
- (2) 答申の素案(総論) について
- 5. 議事概要:
- ○岡議長 おはようございます。それでは、これから第10回規制改革会議を開会いたしま す。本日は、稲田大臣、甘利大臣ともに国会日程の関係で御欠席でございます。

報道の皆さん、申し訳ございません。ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、これから議事に入ります。

議題1「ワーキング・グループ報告」につきまして、まず、健康・医療ワーキング・グループ座長の翁委員から説明をお願いいたします。

○翁委員 それでは、御説明いたします。お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。 私ども健康・医療ワーキング・グループは、これまで合計5回会合を行っておりまして、 参考2に記載の3人の専門委員の方々も含めて、委員の皆様方から非常に積極的な御議論 をいただき、また深度ある議論を行ってまいりました。事務局にも大変御尽力をいただき まして、今までやってきております。

ワーキング・グループでは、一番初めの前文のところにも書いてありますが、「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応える。そして、世界に先駆けて健康長寿社会を実現するという視点に立ちまして、ここに4つの視点を書いてございますが、これを重視しながら議論をしてまいりました。

1番目が、患者の利益にかなう最先端の医薬品・医療機器の早期提供。

2番目が、全ての国民が健康な生活を営むための医療への「安全」かつ「容易」なアクセス。

3番目が、国民のニーズに合った医療を提供できる医療機関の発展。

4番目が、介護サービスの提供等による高齢化社会への対応の実現。

全てについてこれからやっていくつもりでございまして、今回は1と2といったところが中心的な課題になっております。

こういった国民の視点が第一義的にあるわけですけれども、2点目として、やはり産業として関連産業が発展していくことを重視しておりまして、効果的な医工連携、ものづくり、中小小規模企業のこの分野への進出などによって、成長産業として医療関連産業が発展していくことを重視しております。これが2点目に重視した視点と言えると思います。

そういったことから、再生医療の推進、医療機器、健康食品の機能性表示、医療ICT化の推進、この4項目を挙げまして、規制改革の項目を取りまとめているところでございます。

個別の事項について、簡単に御説明をいたします。

まず、1ページ目の「1. 再生医療の推進」でございます。

こちらは、今後、画期的な治療法とか製品が開発されるということで、今後の国民の健康長寿への貢献、医療関連産業への発展ということで、大変な期待がかかる分野だと思います。

一方で、再生医療をさらに推進していくためには、再生医療等製品の臨床研究や治験、 市場投入など、安全かつ円滑に進めるための環境整備が必要だという視点に立ちまして、 これら運用等のルールに係る規制改革として、記載の4点の項目に着手いたしました。

1点目が、細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるルール等の整備についてという ことでして、再生医療特有の問題となる細胞の培養・加工を委託する医療機関とそれを受 託する企業との責任範囲の明確化などを行うというものです。

2点目が「条件・期限付き承認」の導入ということでございます。市販後の治験の再申 請の制度などを合理的なものにするというものでございます。

3点目が、保険外併用療養費制度の積極活用、遺伝子治療用医薬品の確認申請制度の見直しというものでして、これは革新的な再生医療等製品が早急に患者に提供されるよう、保険外併用療養費制度を積極的に活用するものでございます。

4点目が、研究者が細胞を円滑に入手できる取組というものでございまして、国内で研究に必要な細胞を十分に確保できるよう、例えば医療機関の研究機関との連携事例の展開など、細胞を有効活用できる仕組みを構築するというものでございます。

2ページ目「2. 医療機器に係る規制改革の推進」でございます。

こちらにも指摘してございますように、本来、我が国ものづくり技術というのはございますけれども、これが最大限に発揮できる分野だと考えております。国民の期待に応えて、我が国の医療機器産業を世界的に展開していくためには、医薬品とは異なる医療機器の特性を踏まえた制度を構築することが必要だという認識に立っております。特に欧米に対する医療機器の上市の遅れである「デバイスラグ」というのは非常に大きいということで、これを縮小するという観点から、記載の3つの項目に取り組んでおります。

1つ目は、メーカーの開発インセンティブの促進と審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上というものでして、民間の登録認証機関の活用を一層促進していくということや、認証基準について国際基準の活用も含めたより必須な要件に絞った基準の見直しなどを行うというものです。

2つ目は、イノベーションの適切な評価のための機能区分の細分化です。新しい医療機器に対する診療報酬上の償還価格について、補正加算などのイノベーションの適切な評価を行うこととともに、製品についての市場の評価が適切に反映されるよう、機能区分の細分化を進めるというものです。

3つ目は、革新的な医療機器開発を促進するための臨床研究拠点の重点化でございまして、我が国において世界有数の医療事業体が形成されるよう、臨床研究の中核拠点の重点化を図るというものになっています。

「3.一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」でございます。

国民が健康で長生きをしたいという意味で、健康食品の市場規模はおよそ1兆8,000億円にも達するものになっています。現状では、特保と呼ばれる特定保健用食品やビタミンなどを対象とする栄養機能食品については健康の保持増進の効果を表示することが認められているわけですが、これら以外の食品、例えばサプリメントなどにつきまして、その容器包装に健康の保持増進の効果を表示することは認められていないという現状でございまして、国民が自分の健康状態に合った食品を選ぶための情報を得ることができないという状況になっています。

こうした状況から健康食品の機能性表示に係る規制改革として、記載の3つの項目に取り組んだということで、3ページでございます。

1つ目は、今、申し上げた保健機能食品以外の保健機能を有する食品・農林水産物の機能性表示の容認ということでございます。これは国際先端テストもいたしましたが、諸外国の事例なども参考にしながら、保健機能食品以外の保健機能を有する食品や農林水産物について機能性表示を認める新たな方策を検討し、結論を得ることとしています。

具体的な方法につきましては、民間のノウハウを活用しつつ、安全性の確保が可能な仕組みを念頭に検討を行うものでございます。

2つ目は、今ある特保といったものや、栄養機能食品といった特定保健用食品の審査工程の見直しとか、栄養機能食品の対象成分の拡大といったことについて、今でも申請者の負担が大きいという実態でございますので、その軽減を図るものでございます。

3つ目は、消費者にとって分かりやすい表示の見直しということでございまして、表示 内容につきましても、消費者にとってより分かりやすくする、より適切な摂取を促すため の見直しを早期に行うことにしております。

4つ目は、医療のICT化の推進ということでございます。医療のICT化につきましては、これまで政府や各医療機関レベルでも様々な取組がなされてきているという状況でございます。しかし、諸外国では、近年ICT化が劇的に進んでいて、非常に便利に医療機関が活用

していると同時に、患者にもそのメリットが及んでいるという状況でございますが、一方で日本は、本当はもっと早くから取り組んでいたはずなのですが、いつの間にかその後塵を拝している状況になっているということでございます。

こうした情勢を踏まえまして、医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高め、医療ICT化を本格的に加速化する必要があるということで、規制改革として、3ページに記載の2つの項目について取組を行っています。

1つは、医療のICT化の全体構想とその実現のための工程表の策定というものでございます。ここでは、医療機関の大規模集約化・機能分化、連携といった医療提供体制の見直しそのものにもかかわってくるという問題意識でこういったことと、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、医療費の効率化にも資する。それから、匿名化された医療データの利活用、医療の高度化といったものに資するものとして、医療のICT化を進めるべきだという認識のもとで、こういった規制制度改革を含む我が国の医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって、IT総合戦略本部と連携して、5年、10年後を見据えた医療のICT化の全体構想とその実現に必要な工程表を早急に策定することになっております。

もう一つは、遠隔医療の推進ということでございます。こちらにつきましては、診療報酬上の取扱いなどをまだまだこれから整理する必要がございますことから、今後も医療ICT化の議論の中で検討を継続していくという扱いとしております。

優先的な事項の取組は以上の4つでございますけれども、これについても一層これから 議論を深めてまいりたいと思っておりますし、これら以外の項目につきましても、世界一 の健康長寿社会を築き、世界にそのノウハウやサービスを展開していくためには、病気や 介護の予防の促進、健康産業の創出なども含めて、政府が健康医療分野に係るグランドデ ザインを描き、その実現に向けたあらゆる規制改革を進めていくことが重要だと考えてお ります。

今後も今までの課題の深化、議論を深めていくことと同時に、革新的医薬品の薬価算定ルールの見直しや保険外併用療養のさらなる範囲の拡大、医療機関の経営改善に向けた規制改革、社会福祉法人などを含めた介護事業の効率化といったテーマに引き続き精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの翁委員の御説明に対して、これから意見交換、御質問ということ にしたいと思います。いかがでしょうか。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 御説明ありがとうございました。

いずれも大変大事なことだと思うのですけれども、中でも医療関係のコストの全体的な削減という意味からすると、予防という視点がものすごく大事だと思うのです。今回、そ

の予防の視点ということで幾つか入れていただいているのは大変よかったと思っていまして、中でも3番目の一般健康食品の機能性表示ということですが、やはりそれぞれの人が自助努力の中で健康を維持していくという意味では、ふだんの食事はものすごく大事だと思うのです。そういう意味で、誰にも効果・効能が分かりやすいようにこういった表示を、特にローマテリアルの農産物から含めてやっていくということはものすごく大事なことだと思うのです。

そういう意味で、このことの推進を図っていただきたいと思うのですが、一方で、従来の特保とか栄養機能食品みたいにがちがちの形の中でルールが守られてきている場合を考えると、今回の場合、いわゆる品質のマネジメントといいますか、そこをどこまで図るかというのがかなり大事なことだと思います。

これがまた余分な規制になっては困るのですけれども、一方で、それでみずからの責任の中でどうやるかというのは、例えば一般の製造食品などだと、同業者が集まった中で、自主的なルールの中でやっていくとかいろいろな方法があると思いますけれども、これは北海道などで農産物をやっている例も含めて、やはり品質の管理をどうやっていくかというところを少しルールとして考えながら、全体としては是非推進していただきたいと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。

1つ教えていただきたいのですが、後ろの短冊の20番の「カルテ等の電子化」のところです。カルテの電子化のところで「精神科退院指導計画書等の文書について」という「精神科退院指導計画書」というのだけが特筆されているのですけれども、これはどういう背景があるのでしょうか。

- ○岡議長 お願いします。
- ○湯本企画官 事務局から補足いたします。

こちらは要望がございまして、それで取り入れたものでございます。

- ○大田議長代理 では、ホットライン案件ですか。
- 翁委員 そうです。
- ○大田議長代理 分かりました。
- ○岡議長 他にいかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 どうも取りまとめをありがとうございました。

1点質問ということでございます。この中に入っているのかどうか分かりませんが、遠隔医療の推進で、今、短冊を見ると「協議中」となっています。この遠隔医療の推進に当

たって、多分御議論も既にされていると思いますけれども、処方箋の電子的送付の問題があったかと思うのです。それは21番の「処方箋の電子化」というのができれば、送付も電子化されるものなのか。それはやはり18、19の中で取り組むものなのかという点について、現状を教えていただければと思います。

○翁委員 処方箋の電子化につきましては、既に具体的に厚生労働省のほうでも検討が進んでおりまして、それを我々としても具体的な工程表を策定して、これを進めていってほしいという方向で出しております。

遠隔医療のほうは、処方箋の電子化とパラレルな形で、この処方箋の電子化が進むことによって遠隔医療もより容易になっていくというものでございまして、遠隔医療そのものについては、もう既に様々な規制については取り除かれておりまして、遠隔医療そのものはできている。ただ、処方箋についてはまだ電子化が行われていないので、これを策定することによって進んでいくという整理でございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

電子化というか、今、処方箋というのは郵送でないと認められないということで、せっかく遠隔医療ができても、結局薬は離島では $2\sim3$ 日か1週間後しかもらえない。こういうことに関して、必ずしも処方箋を電子化しなくても、PDFでも何ででもできるはずなのですが、そういうことは特に検討の中には入っていないということでしょうか。

○翁委員 実は、私どもは今、工程表の策定を項目17で求めておりまして、今、行われているICT化というのは、遠隔診療、カルテの電子化、処方箋の電子化と個別ばらばらに全部進んでいるので、それをもっと総合的に進めていく必要があるという認識に立っておりまして、それぞればらばらに議論が進んでいるものを全体として工程表をつくって、総合的に進めていただくことを求めておりまして、全てそういったことがトータルとして推進してもらえるように、そういった工程表を作成してもらうことによって整理していただきたいという意図も入ってございます。

本当にばらばらに進んでいる状況でございますので、そこ自体を問題意識として持って いたということでございます。

○岡議長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 いいおまとめをありがとうございます。

短冊の14番目の「消費者に分かりやすい表示への見直し」は、なぜか所管省庁が書いておりません。所管省庁も含めて協議中という意味なのか、あるいはワーキングでも議論になったところですけれども、14項目めの所管省庁を教えていただきたいです。

あと、特保のところだけ市場規模が1.8兆円と出ていますが、全部市場規模の議論を我々はしているわけです。再生医療については、たしか2~3兆円だったと思います。やりとりの中でもちゃんと市場規模、あるいは将来のポテンシャルを議論しておりますので、市

場規模をもし統一性の観点から言えるのであれば、4つの項目は全部市場規模を入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○翁委員 後者の点については、市場規模を入れられるものについて記載してまいりたい と思います。

前者につきましては、消費者庁と厚生労働省、農林水産省と協議をしております。

- ○岡議長 よろしいですか。
- ○寺田副大臣 ありがとうございます。
- ○岡議長 他はいかがでございますか。 長谷川委員、どうぞ。
- ○長谷川委員 短冊の17、18、19がみな「協議中」なのですが、これは工程表というところで非常に大事だと思うのですけれども、皆さんのほうで考えている工程表の具体的な日時、時間軸というのはどの程度で御覧になっているのか教えていただけますか。
- ○翁委員 本年度中にということで考えております。

それで、記載の問題意識は、ここに書いてあるとおりでございまして、医療提供体制とか、医療費効率化、医療の高度化ということに規制制度改革が一体としてICT化を進めていくことによって、そういったことも進めていくことが大事だという認識のもとで、こういったICT化を進めていくということで、本年度中ということで方向感は出ております。

- ○長谷川委員 それともう一点、保険外併用療養の範囲の拡大のところについても、かなり具体的に書き込むことになりますか。
- ○翁委員 保険外併用療養制度については、今回出てきているのは再生医療のところと、少し協議をしようとしていたのですけれども、いわゆる選定療養をどういうふうに考えていくかということについて、例えば遠隔診療とかそういうのもどう扱っていくかということが議論のとっかかりになっているのですが、これは今後本格的に議論していきたいということでございまして、まだ全体としての議論は追いついていないという状況でございます。
- ○長谷川委員 とりあえずこのまとめとしては、再生医療のところで書いたということで すか。
- ○翁委員 まずそこでは積極的に活用していこうと思います。

ですから、これは非常に大きなテーマでございますので、是非ワーキングとしてもですし、多分規制改革全体としても取り組んでいくべきテーマだと思っております。

- ○長谷川委員 分かりました。
- ○岡議長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 医療機器の規制改革の項目の議論の中で、審査の迅速化ということが当然 目的だと思うのですが、その中で安全性と有効性の両方が求められるのは当たり前なので すが、それを分けて、まず安全性が先で、その後、有効性の確認をするべきではないかと いったような議論というのはあったのでしょうか。

- ○翁委員 おっしゃっているのは、短冊の5番になりますか。
- ○佐久間委員 そうですね。5番になります。
- ○大熊参事官 事務局から補足させていただきます。

今、おっしゃっていただいたことは、条件・期限付き承認的な話で、再生医療の部分になります。短冊で言いますと、2番がまさにそれで、安全性はしっかりチェックした上で、一定の有効性のあるものについて先行的に市場投入をして、ある程度実績があって、その後にまたしっかり有効性のチェックをするということで、再生医療はそういう整理になっています。

ただ、医療機器に関しては、そこまでの整理はなされていません。

- ○翁委員 医療機器に関しましては、5番のところは、より国際基準を活用することによって、JIS規格みたいな、不必要と考えられるような細かい基準ではなく、むしろ国際的な基準なども活用して、より必須の要件に絞ったような認証基準を適用する方向でということでございまして、安全性はもちろん、有効性も両方満たしたもので、より簡素なものにしていこうというのが医療機器で、再生医療のほうについては、より早く進めていこうという視点で今、大熊参事官がお話しされたような方向感で、条件つきということで整理しております。
- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 医療機器のところで、本当に早めようと思えば、医療機器についてまず安全性が確認されれば、次は有効性でという、再生医療と同じようなアプローチをしなかったというか、そういうものが今の段階では盛り込まれていない理由は何かあるのでしょうか。
- ○翁委員 まず、この認証基準そのものを見直してくれということになっておりますので、 認証基準をより必須な要件に絞るものに変えてくださいということで、そういった議論も 含めて、ここについて検討してもらうことにしているという整理とお考えいただければと 思います。
- ○森下委員 医療機器に関しては、もともと試験自体は1本で、薬のように何段階にも分かれていません。そういう意味では、1つ試験をすると安全性と有効性が基本的にはそこで担保される。第三者認証の場合とかは、試験がなくても基準を満たせばそれで許可が出るということで、もともと医薬品に比べてかなりシンプルな構図になっております。

その意味では、そこをわざわざ分けるというのは、多分制度上もできないというか、もともとが1回で終わるということなので、今、お話しになられたような議論というのは、ワーキング・グループでは多分していないという理解だと思います。

○岡議長 ありがとうございました。

佐久間委員、よろしいですか。

- ○佐久間委員 はい。
- ○岡議長 他にいかがでしょうか。 林委員、どうぞ。

## ○林委員

翁座長におまとめいただいたとおりなのですが、今、協議中のところが白紙になっているので、他のワーキングの委員からいろいろ御疑問があるかと思います。特にこの4個目の「医療のICT化の推進」については、3ページの(1)の最後に「医療のICT化の全体構想」をワーキング・グループの中では重要視しています。これは国民皆保険制度がこのままで行ったらもたないという危機感のもと、ICT化を積極的に入れることが必要だという観点のものです。今期これを全てまとめることはできないので、継続的に検討していくということで、我々も議論しております。

遠隔医療について、「遠隔医療をしてはいけないという制限はしていない」と厚労省はおっしゃるわけですけれども、ではICT化を活用して、在宅医療などを積極的に進められる制度が作られているかというと、全く作られていません。先ほど翁座長から御説明いただいたように、我が国は他国の後塵を拝する、韓国などと比べても後塵を拝するようになっているということなので、これが今後の財政的な面も含めて、最重要課題の1つではないかと考えております。

○岡議長 ありがとうございました。

他にございますか。

鶴委員、どうぞ。

- ○鶴委員 本会議で扱われたような案件というものが、例えばインターネットの薬品の販売ですね。ワーキングのほうで何かどこか入ってくるのかという感じも思っていたのですが、これは最終的にどういうような、例えばこういう短冊みたいな形で答申のほうに何か入ってくるのか、扱いは今どうなっていますか。今、これは外れているのですね。
- ○岡議長 では、事務局からお願いします。
- ○滝本室長 見解を出していただいて、その後、現在も厚労省の検討委員会で議論をしている段階でございます。いずれにしましても、近々に何らかの結論を出さなければならない、そのような状況にあると認識しています。

これは、当会議では、本会議玉ということで扱いましたので、ワーキングの中には記載されていないのでありますが、次回、各論を議論する際、御議論いただけるような状況になっているか。最終的には5日でございますので、5日までには御議論をいただけると思いますが、いずれにしましても、答申の各論部分で御議論をいただきたいと思っております。

- ○岡議長 よろしいですか。
- ○鶴委員 はい。
- ○岡議長 他にいかがでしょうか。

大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 ちょっと確認させてください。

医療機器のところで、2の(1)の3行目に「民間登録認証機関の活用を促進する」とあります。これは割と大きいテーマだったと思うのですが、これについては、短冊では5の中に入っているのか。つまり、このこと自体はとれているのかどうかということはいかがでしょうか。

- ○翁委員 もうとれています。それを前提に、例えば8とか、民間登録認証機関の能力向上ということで、より登録認証機関を増やし、能力も向上させていこうという方向になっているということです。
- ○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

滝委員、どうぞ。

- ○滝委員 間違っていたら教えていただきたいのですけれども、日本とアメリカの違いで、 日本は病気になっての保険で、アメリカは病気になる前、未病のところでのウェルネスに とっての保険というように頭に入っています。未病が保険になると、そういう環境の中で 話が進むのだと思いますが、そこのところがものすごく大きく、病気にならないようにす るという根本的なことも結構大きくて、今後の特に電子化になってきたときに、ウェルネ スの推進が国民的には非常に望むところでもありますし、国費もそのほうがうんと減るの ではないかという感覚があります。
- ○翁委員 ありがとうございます。

まさに私どものワーキングの問題意識はそこにございまして、ちょうど一番初めの2項目めに書いてございますが、全ての国民が健康な生活を営めるよう、医療(予防を含む)に「安全」かつ「容易」にアクセスできるようにするということで、まさに健康食品とかはそういった視点でやっておりますし、医療のICT化もまさに予防の点から、例えば自分で健康管理ができるということが大事だという視点で、まずセルフメディケーションというのがキーワードの1つだと思っております。ありがとうございます。

○滝委員 実は確認したかったことは、今のインターネット化の問題などでは、薬のところで規制改革に反対する勢力が大きいわけですけれども、その辺りのところも、予防という要素から前向きにうまく解決できないものかということです。大学病院の先生が医師会に入っていないということも聞いたりしていますので、その辺りが気になります。

○岡議長 ありがとうございます。

今の健康管理、疾病予防は、産業競争力会議の中でも大きなテーマで、何回も議論されました。医療費の増大を抑えるためにも、安倍政権の「健康長寿社会」にしなければいけないと。ということは病気にならないようにしないといけないという考え方が大変強く出ています。

したがって、私も今日の答申の中で、予防とか健康管理ということがどれだけ出ている

か関心を持っていたのですけれども、今、翁委員から説明があったように、冒頭に「予防」 と入れていただきましたので、表現をもっと強めるかどうかはともかく、我々として予防 という観点を非常に重要視しているということが出ているのかと理解いたしました。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次に、創業等ワーキング・グループの大崎委員からの御説明をお願いいたします。

○大崎委員 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

私が座長を務めさせていただきました創業等ワーキング・グループでございますが、御承知のとおり、他の3つのワーキング・グループはそれぞれ総理の御指示にあった、いわゆる重点分野を担当するということでスタートしたわけでございまして、しかし、まとまって重点分野とはなっていないといえども、非常に重要な改革を要する規制というのは多々あるものですが、言ってみれば、私が担当させていただいたワーキング・グループは、その他を全部ひっくるめて取り扱ったという位置付けであろうと思っております。

ワーキング・グループの名称が「創業等」となっておりましたものですから、ともすれば、ベンチャー企業の育成ということに特化したものではないかという誤解もあったようでございますけれども、そこが「創業等」の「等」に込められた意味だと理解しておりまして、ベンチャー企業を延ばしていくこととともに、もう既に大きなビジネスをやっておられるような企業がさらに新しい分野に展開していくことを促すような規制改革も取り上げるという趣旨だったわけでございます。

何しろそういう非常に広い分野を取り入れたものですから、これは御参加いただいた委員の方、あるいは事務局にも大変な御苦労があったのではないかと思っておりまして、もともと私どもは決して特定分野の専門家としてこの委員を拝命しているわけではないわけですが、それについても相手が全てそれぞれの分野の専門家を要する所管庁ということでありますので、なかなかそこのやりとりも難しい点があったと感じております。

その他と申し上げたのですが、それではあまりにも乱暴な整理でございますので、この報告の1ページの一番初めのところを御覧いただきますと分かりますように、全体としてリスクマネーの供給につながるような規制改革、インフラの整備・開発につながるような改革、国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化につながるような改革、そういう3つの分野に整理してお示しをしております。

ただ、これは決してそういう分野ごとに協議をしたということではなくて、先ほど来申 し上げておりますように、いろいろな分野にまたがっておりますので、他のワーキング・ グループですと、大体協議の相手方官庁というのはほぼ1つか2つということだったと思 うのですけれども、私どもの場合は本当に霞が関全域に及んでおりまして、いろいろなと ころと協議をしたものですから、その関係でやや進め方もあっちに行ったり、こっちに行 ったりというところがあって、その点にもなかなか難しい面があったと思っております。

項目について少し御紹介したいと思います。

まず、リスクマネー供給ということに関しましては、主として金融庁所管の金融商品取引法等の規制ですね。これはもともと投資者保護を目的としてつくっているわけでありますけれども、それが時として過剰なものになっているのではないかという問題意識から協議を行いまして、これについては率直な感想として、最も前向きな御回答がいただけたと思っております。

もう一つの分野として、取引所の国際競争力強化ということを取り上げました。これは もう過去数年にわたって、様々な法改正等が行われている分野なのでございますけれども、 現実に金融商品取引所と商品取引所が一体化したような総合取引所というものが諸外国に は見られるのだが、日本にはないという現状を踏まえまして、そうしたものを実現する妨 げになっていると思われるようなことについて検討をしたということでございます。

2ページ「2. インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大」と整理しております。

1つは、マンションの建替えを促すような規制の見直しということでございまして、耐震性等々問題があるのではないかと思われるような老朽化したマンションが現在非常に増えていると思うわけでございますが、その建替えが全然進んでいない。2ページにありますように、全国で159棟程度という非常に情けない状況でございまして、これを何とかできないかということで議論をしております。

もう一つは「技術開発の優位性の確立」と書いております。これは今、国際競争が非常 に厳しいわけでありますけれども、その中で新しい技術の試験をしようとするときに障害 になるような規制があるということで、これについても検討をしております。

3つ目の分野として「国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備」と書いております。

ちょっと分かりにくい表現になっているかもしれませんけれども、これは何と申しますか、時代の変化に応じた規制になっていないのではないかと思われるようなものを取り上げて、その改善を促したということでございまして、具体的に取り上げた分野としまして、1つは、いわゆるビッグデータの利活用の障害になっていると指摘があります個人情報保護法の規制について。

もう一つは、郵便事業でありますとか、通信ですね。市外局番に関する規制というもの。

3つ目に、輸出申告です。これは税関への申告なのでございますけれども、それについての合理化ができないかということを取り上げております。

6ページ以下にその現状がございますが、先ほどの翁座長のワーキングと同様、まだ協議中のものが幾つかございます。協議対象となっている官庁についても書いておりますが、7ページのビッグデータビジネスの普及は官庁名が抜けていますけれども、消費者庁と内閣官房という理解でよろしいかと思います。

比較的前向きな御回答をいただいたものから、なかなか御理解がいただけていないものまでいろいろございますが、今後何とか詰めていきたいと思っておるわけでございます。

私のワーキング・グループとしての報告は大体そんなところなのでございますが、この機会にワーキング・グループを進めていった中で抱いた感想を申し上げたいと思います。これは後ほどの総論の議論とも大いに関係すると思うのですけれども、1つ思いましたのは、本来規制改革というのは、何も私どもと所管官庁が対立するという色彩のものではないはずでありまして、この改革会議としての答申の総論にも書かれることですが、これは国を挙げて必要だということをやっていこうとしているということだと思うのです。そういう意味では、決して何か規制の目的を理解せずに、やみくもに廃止を迫っているということではないにもかかわらず、ややもするとそのような受けとめをされるような官庁もなきにしもあらずだったと。これがちょっと残念でありまして、できれば目的意識を共有した上で、本来の規制をつくったときの目的はさることながら、それが経済活性化の阻害要因になっているのではないかという視点で見直しをする。それでともに見直そうと進められればもっといいのにと思った次第で、これは今後の検討の進め方も含めて、私どもとしても考えるべき問題ではないかと思いました。

もう一つは、幾つかのヒアリングや協議の中であったことなのですが、例えば手続の期間が長いのではないかという指摘があると、ほとんどその場で2週間縮めますみたいな話になったり、あるいはこういうことはもっと前から問題意識しておくべきではなかったのかという指摘があると、問題ではないと思っていたわけではないのだけれども、人数が少なくて手が回っていなかったというお話があったりする。これは率直に申し上げて、所管官庁自身が自らの問題意識を持って規制を変えていくという姿勢に欠けていると言わざるを得ないのではないかという感想がございまして、この点は何か規制改革会議が騒いでいるからということではなく、所管官庁自身が不断に規制を見直していくという何かうまい仕組みをつくらないと、ある意味、何度やっても同じことの繰り返しということになりかねないのではないかという感想を抱いた次第でございます。

ちょっと余計なことも含めまして申し上げましたが、私からの報告は以上でございます。 ○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの大崎委員の御説明に対して、御意見、御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 私も大崎座長のもとでこのワーキングに参加させていただいたので、補足です。

このビッグデータは、7ページの17~19番は全部「協議中」となっていて、座長にもかなり御努力いただいたのに、今のところ大変残念です。この問題に典型的にあらわれていることは、今後4つのワーキング全てにこのビッグデータの利用というのは非常に大きな価値を持っていまして、例えば医療関係などは本当にまさに研究開発を進めていく上で患者さんのデータはものすごく大事なことですし、あるいは消費材の産業、あるいはサービス産業を見ても、そういった新しい価値創造をしていく上でのデータ分析、あるいは基本

サービスそのものの改善にもものすごく資するものです。これ自体、もっと言えば、ほとんどリアルタイムでそういう分析ができるようになっていく時代に今後はなると思うのです。

そのときに、今「協議中」と示されているように、どちらかというとできない理由の列挙が行政官庁のほうから多かったというのが今回非常に印象に残ったことです。これは全ての業に渡って必要とされていることであれば、できるようになるためにはどうしたらいいのだという視点を是非持っていただいて、消費者庁が政策官庁なのかどうか私はよく分かりませんけれども、本当に政策という形で議論を進めていただきたいというのが本当に強い希望でございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 取りまとめありがとうございます。

市場規模が、ビッグデータだけ1兆円と市場規模の数字が入っていますが、これは当然リスクマネーのところもプレゼンがあったとおり、ビッグデータ以外の項目も数字を入れましょう。1,500兆の個人資産のうちの800兆円強が預貯金で、リスクマネーで回っている分は100兆以下というアメリカとの比較のデータも出ておりましたので、是非これは入れましょう。リスクマネー供給をさらに慫慂し、前に進めるためにも市場規模、これはリスクマネーのところと、その他のインフラですね。

インフラ整備については、きのうちょうど衆議院の本会議で民間資本活用型の社会資本整備改正法が通過いたしました。支援機構が立ち上がりますので、その大きなお皿の中に民間がばっとなだれ込んできて、一気に民間主導でインフラ整備が進むという、これはある意味、ここで大崎委員がお書きになっていることに加えて重要な点でありますので、その点も追加的に総論のところでメンションいただければと思います。

あと、ビッグデータのところで「個人情報を保護しつつ」という修飾語がかかっています。確かに消費者庁はそういうふうに言ったのですが、我々の議論としてビッグデータの利活用を推進すべきだとか、マイナンバー法の基礎的インフラを活用すべきだというほうのベクトルの議論はありましたが、我々のほうの議論で「個人情報を保護しつつ」というプレゼンが果たしていいのかどうか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○大崎委員 その点については、まさに何が個人情報に該当するのかという点も含めて、 やや認識の食い違いがあったと理解していますので、私どもが決して個人情報を保護すべ きでないと思っているわけでは全くなくて、私どもが理解するビッグデータ活用では、そ もそも個人情報が何らかの危険にさらされることはないという認識をしているので、そこ が少し分かるような書きぶりに工夫をする必要があるかと思います。

それから、先ほどの市場規模のことは、全項目には入れられないのですが、できるだけ

入れる方向で検討したいと思います。

- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 ありがとうございます。

2点あります。

まず1点目は、取引所の国際競争力強化の中で、証券・金融・商品を一体的に取り扱う総合的な取引所とありますが、私は不勉強なので教えていただきたいという趣旨でございますけれども、それを一体的に扱う取引所を早期に創設することが重要だという意味を教えていただきたい。

これもまた不勉強なのですけれども、私の理解では、これはそれぞれ取引所があるので、これは既存の取引所が合併するということを促進するという環境整備なのか、こういうことにもなるのかと思います。多分あまり選択肢はないのでしょうけれども、それは競争政策の観点でそういうことを言われているのか、その辺がそもそもよく分からないのですけれども、教えていただければと思います。それが1点目です。

2点目は、マンションの建替え等々の決議要件で、これは協議中ということになっているかと思うのですが、これはもう議論されていたと思いますけれども、罹災関係の特別法では一部見直しがされているというところで、全くできないという話ではない。

あとそもそも論で言えば、これは契約自由の原則で、今あるものを変えろというのは変ですけれども、これから建てるものについての契約の中で、従来より要件が下がっているということを了解してマンションを買う人にとっては、何の問題もない。逆に、このマンションは建替えがしやすいのですよという売り。これも選択ですから、そういうものが嫌だと思ったら、そのマンションではない、法定の上限までいっているきついマンションを買えばいいという考えに立つと思うのですが、その辺の議論はどういうことで結局今、協議中になっているかという点を教えていだければと思います。

以上です。

○大崎委員 まず、この金融商品取引所と商品取引所の一体化の話ですが、これは私どもとして特に具体的にこの取引所とこの取引所が一緒になるべきであるということを言っているわけでは必ずしもございません。ただ、世界的にそういう総合的な取引所というのが広がっている現実を踏まえると、日本でなぜそれが関係者の間では相当機運があるやに聞いているにもかかわらず実現していないのかという問題意識に立って、その実現の障害になっているような規制があるとすれば、それを見直していきたいということであります。

結果として、どこかの取引所とどこかの取引所がこういう私どもが検討したような改革が実現することを契機に一緒になる可能性があるかないかといえば、それはあると思っておりますし、それはそうしなければいかぬということを指図するようなつもりは全くないのですけれども、そうなってもいいのではないかという思いで検討したということであります。

それから、マンションのほうなのですが、これは区分所有法の決議要件は、強行法規で

15

すね。ですから、これは勝手に契約自由ということで変えるわけにはいかないのです。

○佐久間委員 私が申し上げたのは、それは強行法規なので、それを緩めるときに、緩めてもいいという方向の上限から下限みたいなものを設けるということであってもいいということを申し上げたのです。今はそれができない。きつくすることはできても、緩めることが今はできない。それをそうではなくて、上限をある一定のバンドを設けて、あとは契約自由に任せてもいいのではないか。一律下げろというのはきついというのは分かるのだけれどもという趣旨です。

○大崎委員 その点につきましては、なるべく私どもとしてできるだけ所管官庁では検討してくれと投げるようにしていて、こういうふうにしてほしいということをあまり踏み込んで言ってはいなくて、この問題に関しましても、仮に決議要件を見直す場合に、どういう見直し方があるのかということをこちらとして明示は必ずしもしておりません。

ただ、それは協議対象官庁も理解してくれたことですが、見直すという場合に、決議要件を引き上げるということを要求しているのではないだろうというのは先方も理解しております。ただ、その引き下げ方について、そもそも本則といいますか、法律そのものを抜本的に改正するということなのか、あるいは私どもが申し上げたのは、実はこの問題意識がそもそも震災に強いインフラという観点からこの問題を提起しておりますものですから、そういう耐震性といったことで問題があるマンションに限った、一種の特別措置としてそういうことが決議要件を一定程度下げるようなことができないかという問いかけ方をしております。

もちろん、今、佐久間委員が御指摘のような、ある程度幅を持った制度設計にするということは、アイデアとしては十分あり得ると思っておりますが、私どもからそれを具体的に提示したということは、今までのところございません。

- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 ありがとうございます。

取引所のところなのですけれども、私の一番素朴な疑問というのは、一体的に取り扱うことが重要だということになっていますが、それはなぜ一体的に取り扱うところが必要なのか。ユーザーから見たときに、別にそれぞれでやっていてもいいので、そこを教えていただければと思います。

○大崎委員 これはテクニカルな話でございますけれども、一番大きいのは、やはり効率的な運営ということかと思っておりまして、例えば今、取引所というのは完全なシステム産業化しておりますので、一般によく目に見えるところでは、取引システム自体がいろいろな商品に対しても同じものが使えるのではないかということがございますし、また、生産ですね。取引の約定した後の処理に関する生産のシステムなどというのも、今日の効率性が結構働くものですし、かつ生産システムに関しては、一種の基金の積んでいかないといけないものでして、この基金を複数の取引所にいろいろ積むと、全体としては取引をする人にとっても非効率なことになりかねないということがございます。

そういういろいろな観点から、恐らく世界の取引所はだんだん1つに集約していく、完全に1つになるわけではないですけれども、だんだんと集約してきているわけでありますけれども、日本ではその集約が、今のところ金融商品取引所という分野の中、あるいは商品取引所という分野の中だけにとどまっている。それをもう一つ垣根を越えた集約ということも、別にそれを必ずやれということではないのですけれども、そういう道があってもいいのではないかということでございます。

○佐久間委員 ある意味で一般論でもあるというか、これは例えば製造業でも、規模が大きくなれば効率性がよくなる。国際競争力が高まる。でも、なかなかそれができないのは、日本の場合、当然競争法の適用があって、ある限界があるということなのですが、本来であれば、一国一業種一社ということがあってもいいはずですが、なかなかそれはできない。それと同じような考え方に立っているということなのでしょうか。

○大崎委員 そうですね。比較的似た考え方だと思います。

ただ、取引所の問題が若干違うのは、今までのところ、取引所の場合、相当集約することについても、独禁当局からもある程度理解を得られているという点が多分他産業とは違うのかなと思っております。

○岡議長 ありがとうございました。 松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず、今問題になった建替えの件です。これは耐震ということなので、外部性のある話です。したがって取引自由の世界ではないということはよく分かりました。しかし、この建替えの問題、建替えのための要件が厳しすぎ、建替えがあまりにもしにくいという問題は、長年の懸案です。

そこで、佐久間委員のご発言は、強行法規を任意法規化したらどうかという視点が欠け ていたのではないかという指摘だと受けとめるべきだと思います。

それから、こちらは直したらどうかということを言うだけで、具体的にどうすべきかを言うのではないという整理は、ちょっと無責任だと思います。どういう対策があり得るかということも、必要であればこちらでも考えながら、向こうからうまい解決策が出てこなければ、こういうやり方もあるのではと指摘、提案していくべきだと思います。全部投げるのではなく、こちらも考えるべきだと思います。

今回の枠組みでは、やらなかったのは正当だと思います。しかしこの問題は非常に重要なので、次回以降のラウンドのときには、そういうオプションもあり得ることを念頭に置いた上で、是非御検討をお願いします。

それから、本文の1ページ目の「(1)資金供給の促進」の文章に関してです。ここの最後のところが「虚偽記載等の民事責任の見直し」で、その後も「大量保有報告制度の見直し」になっています。その前のところは「緩和」と書いてあるのに比べ不明瞭です。理論的には、見直しはどちらの方向もあり得るので、これだけでは方向性が分かりません。

資金供給を促すために透明性を高めることが重要だから、虚偽表示だとかは、むしろ規

制を強化することによって資金供給を促すのだという発想もあり得ます。そこが厳し過ぎると、むしろ起業家に負担が大き過ぎるという発想もあり得ます。この文章だとどちらの 方向か分かりにくいと思います。方向を書くべきです。

短冊を見れば、何を言っているのかよく分かり、なおかつ非常に合理的な改革要求であることもわかります。無過失責任というあまりにも過酷なルールを変え、もう少し合理化してくれと言っているので、反発を受けることはないと思います。しかし書き方を間違えると、故意の虚偽表示のようなものまで免責してくれと言っているのかと誤認されると、改革とは言えないという印象を持たれかねません。ここは本文を注意して書く必要があると思います。

次に、また本文の2~3ページの「(1)情報資源の有効活用」のところで、個人情報保護法がハードルになっているということは非常によく分かり、なおかつ硬直的過ぎるというのもよく分かる。一方で、データの活用がうまく進まないのは、法律のレベルもあるのだが、民間の自主規制によって進んでいないという側面もあるという点が、繰り返し指摘されています。

つまり、法律を変えるのと、それに合わせて民間の自主規制を変えていくのが、改革の両輪だと思います。規制改革会議の性質から、後者の方について強く言うのは変だとお考えで何も触れていないのかもしれません。しかし両輪だということを認識しないと結局利用が進まないことになると思います。今後の議論では、そのことをきちんと認識した上で、できればそちらも前向きに変えていくということが出てくると、もっと強い推進力が出てくると思います。

以上です。

- ○岡議長 大崎委員、どうぞ。
- ○大崎委員 ありがとうございます。

資金供給の促進のところの記述の方法は、事務局の方でも御検討いただければと思います。

先の自主規制が影響しているのではないかという御指摘は、私もそういうふうに思いますし、その自主規制といいますか、明文化されたルールではないのだけれども、事業者みずからが違法であるという指摘を受けることを恐れて、あえて踏み込まないというケースですね。これは実はビッグデータだけではなくて、他の点にも結構ございまして、ヒアリングをする中で、何でやらないのかという疑問も実際出てきた面もあるのです。

ただ、これはなかなか難しいところで、私どものワーキング・グループでもある専門委員の方がおっしゃっていたのですが、結局ある意味、司法的に決着する。つまり、思い切ってやってみてしまって、それは違法だと指摘されたら訴訟で争うという、そういう解決法も本当はあるのではないかと。

ただ、それを事業者がみずからそういう道を選ばない、あるいはそういうことを選びに くいような社会環境が日本にあるとすれば、やはり規制のほうを見直していくしかないと いう面があるのではないかという、そんなお話もありまして、ただ、これは非常に重い問題提起だと思っておりますので、それこそ今後会議全体でも、その辺はどう考えるかというのを検討する必要があるような気がいたしました。

○岡議長 ありがとうございました。

佐々木委員、どうぞ。

- ○佐々木委員 ささやかなことかもしれませんけれども、短冊のところで、協議中の案件 におきまして所管省庁が書いてあるものと書いていないものがあると言いますが、それは 先ほどの健康・医療もそうだったのですが、もし何か不都合がないのであれば、ここは書いておいたほうがよろしいのではないかと思います。
- ○中原参事官 ビッグデータビジネスのところについて記載がございませんが、そこにつきましては、消費者庁と内閣官房IT室が担当で今、調整を進めているところでございます。
- ○佐々木委員 それは先ほど伺ったのですが、それは明記してもいいわけですね。
- ○中原参事官 最終的な報告書の段階におきましては、当然規制改革の内容と実施時期、 所管省庁を全て明記させていただこうと思います。
- ○大崎委員 これは確認ですけれども、そういう意味では「協議中」というままで報告に するのはまずいですね。
- ○中原参事官 最終的に御報告するときには、全てとれた形で御報告をさせていただくことになるかと存じます。
- ○岡議長 他にいかがでしょうか。 寺田副大臣、どうぞ。
- ○寺田副大臣 これは横串的な観点なので、むしろ事務局へのお願いでもあるのですが、例の農業です。つまり、最初の59項目が重点分野に入っていたけれども、これから議論すべき分野。先ほどの医療ワーキングでもございました保険外診療の拡大とか、特定医療行為の問題と同じように、創業等ワーキングの59項目で取り上げた以外のものも当然議論していくわけで、特に農業などは、これは大崎委員御承知のとおり、今の金融技術上、リースとオーナーシップというのは全く境目がないわけです。したがって、「リースだけ丸よと、オーナーシップはだめよ」というのは全く世界的に見てもあり得ない議論なのです。ただ、農林水産省はまだそれに固執している。

これはこれから当然切り込んでいくべき分野だと思いますので、是非そういうものも、 先ほどの医療ワーキングの例ですと「最後に」というフレーズで今後議論すべき項目も、 今後の検討として列挙されておられましたが、それをこれから議論する総論で書くのか、 あるいは各ワーキングで書くのであれば、各ワーキングの総論部分にそういう大玉的なも のを入れていただければと思います。

○大崎委員 その点について、私が今思いついた案ですけれども、2月の段階の各ワーキングの検討項目という「◎」「○」のついたものですね。あれは資料として答申に再掲してもいいのではないかと思ったのです。そうすると今後それをやるということが明確にな

るような気がするのですが、どうですか。

- ○岡議長 今の問題提起については、事務局で検討してもらえたらと思いますが、私は今、 寺田副大臣が言われたように、先ほどの一番最後のパラグラフですね。この程度のことを 各ワーキングのまとめの中で簡単に触れられたらどうか。全項目ということではなくて、 次のラウンドで引き続き取り上げていきたいことに絞られてもいいのかと思いますね。
- ○大崎委員 その意味では、私の担当させていただいたワーキングの場合ですと、例えば 農業の産業としての競争力強化を始めとする、まだ手がついていない課題について今後検 討していきたいみたいなものを明記してもいいと思います。
- ○岡議長 佐々木委員、どうぞ。
- ○佐々木委員 ここで申し上げることではないのかもしれないのですけれども、ベンチャーとかの促進というところで、個人保証の点というのは話題に上がったのか、これから検討課題になっているのかを教えていただけますか。
- ○大崎委員 私どもがやった検討には入っておりませんでしたし、今のところ、項目としても具体的に上がっていませんが、また項目自体、7月以降の検討では洗い直すということだと思いますので、そこでの検討対象になり得る話だと個人的には思います。
- ○岡議長 大分時間が押していますけれども、いかがでしょうか。

この中でビッグデータというのはかなり重要なテーマになると思います。このラウンドでしっかりとした答えが出てくるかどうかについても定かではありませんが、引き続き、しっかりとフォローしていくことになるのではないかと思います。先ほど大崎委員からありましたけれども、これも一応本会議で議論ということもありましたので、これはまさにこの会議の今後の課題としてフォローしていきたいと思います。

それでは、次に移っていきたいと思います。

雇用ワーキングの報告については、次回の30日でやりたいと思っております。座長の鶴委員、何かありましたらどうぞ。

○鶴委員 この場で雇用については大玉という扱いはありませんでしたので、委員の方々と認識を共有するという意味でも、背景も含めて、少しお話をさせていただきたいと思います。

雇用ワーキング・グループにつきましては、これも他のワーキング・グループ同様、非常に委員、事務局の皆様の集中的な御尽力のおかげで、昨日の段階で調整をある程度終えました報告書を用意しておりました。今日御報告申し上げるつもりで準備をしておったのですけれども、厚労省とも閣議決定の短冊の部分でかなりデッドロック状態になり、幾つかありますが、一番大きいのはジョブ型正社員の問題でございます。

そういうことがありまして、やや我々が提案した文章、内容の話と、閣議決定の最終的なもの、これは今日も私はちょっとハイレベルな調整をやるつもりではおりますけれども、若干乖離が出てくるなということで、我々の主張というのは、基本的にどのような形でもきちっと答申、報告書に残していくという方針は全然変わらないのですが、やや体裁とか

書きぶりについて、少し工夫する必要もあるのではないかということで、滝本室長を始め、昨日、急遽事務局とも相談をしまして、そこは慎重な取扱いをさせていただくということで、30日にまとめて報告ということにさせていただきました。今日、御報告できなかったということで、まずおわびを申し上げたいと思います。

この背景なのですけれども、御承知のように雇用の分野というのは、ILO条約に批准しているということになりますと、三者構成。つまり、公労使が全部そろった場でないと決めてはいけない。規制改革会議で相当議論をしているのですけれども、やはりそこで全て閣議決定の形で決めるというところまでにいかないのです。これは雇用の場合も、最初からある大きな制約というか、しようがない部分なのかと思います。

ただし、案件によってかなりそこは温度差が違う部分がございまして、例えば我々は今回派遣の話も扱いました。政令26業務を撤廃しろという、かなり大胆なことを言っています。ただ、既に厚労省は研究会を立ち上げて、かなり抜本的な改革を目指して議論を始めているのです。そういうものだと、ある程度ベクトルが合ってくると、例えば細かいところを全部閣議決定することはできなくても、ある意味でそういう課題がありますよということは書いてもいいよというところに行くのです。

ただし、まだ全然議論をしていない、このジョブ型正社員がまさにそれなのですけれども、我々が非常にするどいアプローチで指摘をすればするほど、そういうものを検討する前にいろいろな具体的なことを言ってもらって決めてもらったら困る。最初はほとんどベクトルは同じだなと思っていたのですけれども、どんどん態度が非常に硬化していく。しまいには、もう本当に何も言わないでくれみたいなことで、閣議決定文書で我々が検討した項目すら書かせてくれない。我々のお座敷でこういう年限でやりますということが今の状況なのです。

こういう状況の中で、大きな方針として3点ぐらいここで申し上げたいと思うのは、やはり雇用の問題というのは、当会議、今回の場合ですと産業競争力会議とか経済財政諮問会議があります。やはり重要会議で問題提起と高いレベルの意思決定は最初の段階で必要だと思います。実はジョブ型正社員というのは、総理が多様な正社員をちゃんと整備しろとおっしゃっています。だから、実はここの話はクリアしているのです。

2番目の話としては、答申とか報告書で制度の基本的な考え方、重要論点、具体的な検討課題とかそういうこと、我々が非常に法律的に具体的にこう直せばいいということまで言っています。そういうことは、先ほど議論があったように、やはり我々はきちんと報告書とか答申で最後まで残さなければいけないところだと思うのです。そこが消えてしまうと、閣議決定の短冊がどれだけシンプルなものになったとしても、あまり規制改革会議の存在意義というのはないなと。だから、そこはできるだけ細かい点も盛り込んでいくという方針。

そして、3番目の点が私は今回特に皆様のサポートをお願いしたいと思っている点なのですけれども、厚労省は何かと言えば規制改革会議と、先ほども議論が少しありましたが、

ある意味で対立構造の中で、自分たちのお座敷、三者構成でやらないとだめですということをおっしゃいます。私は、この対決型の発想を変えて、四者構成でどうですかと。規制改革会議もある意味では大きなメンバーとしてその中に入っていって、実はこれから始まるような研究会とか審議会とかそういう中で、我々がある意味で積極的に関与をする、インタラクションを担っていく。節目節目で検討状況を報告していただいたり、いろいろな公開の場で議論をしたり、また我々も随時見解をまとめてやる。

実は、そこのプロセスが非常に重要ではないのかと思うところがございまして、今回の答申において、やはりそういうまさに四者構成なのか、三. 五者構成なのかは分かりませんけれども、それぐらいの気持ちで、ある意味で事後的にもそういうものが立ち上がったときに関与をする。

私は、これは決して対決型というよりも、先ほど少し大崎委員からもありましたが、協調型、連携型、そして我々は、ある意味で高いボールを放りながら、厚労省が自分たちから提案できないようなそういうことも、むしろ規制改革会議が率先して出していきながら、ある意味でお互いにインタラクトしていく。こういう少し新しいモデルというのも規制改革会議の中でつくっていかなければいけないということをいろいろな折衝とかやりとりの中で思いまして、そこは皆様の御意見をもちろん伺いながら、答申という中でそういう部分を反映させていただければということでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

雇用については、次回の30日にまたお話をさせていただきたいと思います。

それでは、議題2に移りたいと思います。前回の会議での議論を踏まえまして、答申(素 案)の総論部分を事務局に作成させましたので、これをもとにして審議を行います。

まずは、事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3に基づきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

前回会議におきまして、委員の先生から頂戴しました御意見、それから事前に頂戴した 御意見につきまして、可能な限り反映をさせていただいたと存じております。

全体の構成が「I 総論」「II 各分野における規制改革」「III 結語~次のステップに向けて」という3つの分類になっておりまして、「I 総論」の「I. はじめに」におきましては、規制改革会議が政令に根拠を持つ機関として発足しましたこと、三本の矢の第3の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、緊急度の高い規制改革から検討を行ってまいりましたこと、ここに「答申」として提出することということをまずもって述べてございます。

「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」ということで、そこを大きく、なぜ 規制改革が必要かという大前提の議論と、今次の規制改革会議で重視したことという2つ に分けまして記載をしてございます。 なぜ規制改革が必要かという点につきましては、規制改革の最終的な目的は国の成長・ 発展、国民生活の安定・向上及び経済活動活性化への貢献という基本的な原則をまず確認 させていただきました上で、幾つかの視点をその後に記載させていただいてございます。 まず①は、経済環境の変化に適合して、経済成長を実現するという点でございます。

全ての規制は、必要性を持って導入されたものではございますけれども、経済環境や新技術の開発とともに変化していくわけでございます。これに応じた規制の見直しというものが不断に行いませんと、イノベーションや生産性向上の機会が縮小しまして、消費者もその恩恵を受けることができなくなるということを記載させていただいてございます。

②としまして、消費者・ユーザーに多様な選択肢を提供するという点でございます。

過剰な参入規制は、新しい技術やノウハウを持った事業者の参入を阻害しまして、消費者が新しい製品やサービスをより安価に享受する機会を奪うということになります。また、ICTや新エネルギーなどの登場に適合しない規制の存続、時代の変化に合わない規制の存続というのは、さらに新サービスの成長を阻むという点を記載させていただいているところでございます。

- ③としまして、意欲と相違に満ちた事業者に活躍の機会を提供する。
- ②で消費者のため、③で規制対象となっている産業の発展にも不可欠である、事業者の発展のためにも不可欠であるということでございまして、意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることによりまして、多様な主体の参画や競争を促すことができませんと、当該分野の発展可能性が阻害されてしまうということでございまして、それがひいては、産業の衰退を生じてしまうという趣旨を記載させていただいてございます。
- ④としまして、安全、安心等をより効率的な手法で確保するということでございます。 規制の重要な目的の1つといいますのは、昨今、社会的な規制の分野についての議論が中心になっていること等も踏まえまして、安全、安心等の実現ではございますけれども、 同じ目的を効率的な手法で達成するためには、規制の絶えざる見直しが必要であり、そうした絶えざる見直しによりまして、本来規制によって実現しようとしていた目的をより効率的・効果的に実現をしていくということを記載させていただいてございます。
- (2) 今回の規制改革に当たりまして重視したということで、当会議におきまして重視いただいた点を記載させていただいてございます。
- ①としまして、成長戦略を実施するに当たっての阻害要因の状況ということであります。 「三本の矢」の1つである「民間の投資を喚起する成長戦略」につきまして、阻害要因 を除去することに努めたということでありまして、具体的に医療機器や再生医療の項目、 次世代自動車への投資の阻害要因、ビッグデータを活用するビジネスの阻害要因を除去す るための規制改革、あるいはベンチャー企業の育成や成長支援のための規制改革。

それから「人が動く」ということで、鶴座長から先ほど御報告を賜りましたような点についての記載をさせていただいてございます。

②としまして、緊急性・重要度が高い課題を抽出して、会議としての見解を迅速に表明

し取り組んだということで、一般医薬品のインターネット等販売、石炭火力に関する環境 アセスメントの見直し、保育に関しまして保育分野の規制改革というものを記載させてい ただいてございます。

- ③からは、その審議経過でございます。
- (1)審議テーマの設定と審議体制で、当会議、ワーキング・グループで効率的・効果 的に検討する体制をお整えいただきましたということを記載させていただいております他、 規制改革ホットラインの点についても記載させていただいております。
  - (2) は、他の会議との連携。
- (3)は、国際先端テストの実施ということでありまして、こうした手法の定着を図るために、試行的に14件を選定し、12件について先行的・試行的に実施したということを記載させていただいてございます。

4番としまして、本答申の実現に向けて「規制改革実施計画」を閣議決定することが必要であるということを記載させていただいております他、政治のリーダーシップに強く期待すること。会議としては、政府における取組を随時フォローアップしていくことを記載させていただいております。

Ⅲは「次のステップに向けて」ということでございます。

「終わりに」ということだと本当に終わってまうということでございますので、「次のステップに向けて」という記載でございます。

「1 次期の会議活動方針の策定」でございます。

今回、様々な事情で厳しい時間的な制約の中で御検討を賜ったわけでございますので、本答申の提出後、まず会議としての活動を再開するに当たっては、取り上げるべき重点分野やその審議体制について整理し、改めて会議としての活動方針を定めていき、さらなる改革に取り組んでいくという記述をしてございます。

「2 フォローアップを重視した改革PDCAサイクルの確立」でございます。

先ほど大崎座長からもお話があったところにも関連するかとは存じますけれども、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースも見られますことと、所管府省庁みずからが主体的にみなすことが本来の役割であるということでありまして、会議としては、規制改革実施計画の進捗状況について見直し状況の報告を受け、チェックをいただくと同時に、規制当局が自発的・主体的に規制改革に取り組むPDCAサイクルをつくり上げ、不断に改革を進め、実現していくことが必要不可欠であるという記載をさせていただいてございます。

6ページ「3 今後取り組むべき課題」でございます。

農業を初め、未着手の課題が残されているという点について指摘をさせていただきましたことと、今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態も明らかになった。

そして、こうした残された課題や新たに取り上げていく課題も含めて、次期においても、

国民が改革の果実を具体的に感じられるように、引き続き果敢に改革を取り組んでいくということで、差し当たり結ばせていただいてございます。

前回頂戴した宿題の関係でございまして、答申の名前ですとか副題につきましては、本 日、この会議で御審議を賜ることができればと存じます。

分かりやすいプレゼン資料の作成という点につきまして、イラストとか図表などを作成 しまして、国民目線に立って、国民の皆様への生活の影響効果というものを配慮したよう なプレゼン資料というものを事務局のほうでもつくるように努めてまいりたいと存じます。

それから、国民に分かりにくい用語の解説が必要だということでございまして、記載の中で分かりやすい表現に努めますことはもちろんの他、必要に応じまして、用語解説集というものを答申の末尾につけるなどの工夫もしてみたいと存じております。

事務局からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に基づきまして意見交換をしていきたいと思います。 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 非常に細かい話と大きな話と両方言いたいのですが、非常に細かい話を言うと、1ページ目にいきなり「イノベーション」と出てくるわけですが、2ページのほうには「技術革新」という言葉も出てくるので、これは統一したほうがいいのではないかと思いました。それが1点です。

2点目の大きな話というのは、先ほど大崎委員や鶴委員からも御指摘があった点ですが、この紙でいえば、5ページ目の下の一番下「規制当局が自発的・主体的に規制改革に取り組むPDCAサイクルを作り」です。私も問題意識を非常に共有しておりまして、つまり、規制の見直し作業が必要であるということが1ページの真ん中のところ、経済環境の変化に適合して、不断に見直すということが必要であると。それを踏まえて考えると、規制の棚卸し作業みたいなものを今回、我々がちょっとやってみたわけですが、担当官庁の中にそういう作業をするシステムを何とか埋め込めないものかというのが私の問題意識であります。それはこれまでの議論の中でも何人かの委員が御指摘された点でもあります。その棚卸し作業をどうやって進めさせ、しかも、それを透明化していくのか。つまり、国民の誰にも分かりやすく公開していくのか。

この作業のやり方ですけれども、民主党政権のときに行政事業レビューというものをやった。あれはとてもよかったのではないのかなと実は思っております。民主党政権がやった公開の仕分け作業がありましたね。賛否両論いろいろありましたけれども、ある種、国民の目に分かりやすいという意味では、あれは評価できる面も多々あった。そのベースになったシートが行政事業レビューシートというもので、今でもそれは毎年度公開されるという仕組みになっているわけです。同じようなことで、例えば規制のレビューシートみたいなものを各省庁、規制当局自体に出していただく。それをもとに我々が議論をしていく。こういうプロセスは考えられないものか。

つまり、先ほど鶴委員あるいは大崎委員からも御指摘があったけれども、どうしても私たちが担当省庁に対して、いわば外から注文をつける、ないし文句を言うということで、対立構造に陥りやすい。それを避けるためにも、最初のステップは、役所の内側から規制レビューシートのような形で出させて、それの規制の大きな目的、手段、経済活動自体の現状認識みたいなものをどのように考えているのかということをまず、役所側に御説明いただく。それに対して我々が意見を述べる。

ありていに言えば、現状認識の違いも恐らくあるでしょうし、そもそもの規制の目的、 達成手段というものがひょっとしたら自己矛盾を起こしているのではないかということも あるかもしれない。つまり、官庁に対して外から全く別な土俵で注文をつけていくという 構造ではなくて、まず、官庁自身の問題設定の座標軸を提示させて、それについての自己 矛盾みたいなものがあるのかないのかという観点で議論を進めていくというやり方は考え られないものかと思います。

つまり、ありていに言えば、私たちは半分中途半端な立場で、わずかなリソースでもって、霞ヶ関でやっている規制みたいなものを外からチェックし、注文をつけていくということになっているわけだけれども、それはどう考えても明らかにリソースが圧倒的に足りない。かといって、私たちのこういう作業を新しい官庁のような組織としてやるとなると、これは制度の肥大化につながりかねない。その矛盾を避けるためにも、今ある役所自身の中で自分たちがやっている作業をまず、国民の目に公開させていく。それによって説明を我々が聞いていく。それについて新しいあるべき形を公開の場で議論していく作業みたいなことができないかと思いました。

もし可能であれば、以上のようなことを総論の中に、単にPDCAサイクルとして書くということではなくて、この5カ月の我々の1つの考え方として答申の中にそのようなことが何か書き込めないのかなと思っております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 細かいところ1点です。

5ページ、Ⅲ「次期の会議活動方針の策定」の5行目以降、第2パラグラフです。「一方で、5カ月という厳しい時間的制約がある中で、緊急性のある課題への取組を優先せざるを得なかった」というぐらいでいいのではないかと思います。それで第3パラグラフにつながる。これは当然事実ですけれども、十分な時間を割くことができないのは活動方針だけではなくて、ある意味では当たり前のことで、他でもそうだったという事情がありますし、ここまであまり書く必要もないのではないかということです。

以上です。

○岡議長 ありがとうございました。 鶴委員、どうぞ。 ○鶴委員 原案について、私のほうから、2ポツの「なぜ規制改革が必要か」というところについて、最初に見たときに、雇用、労働という言葉とか、働き手とか、その言葉がどこにも入っていないので、雇用という分野で規制改革を今回も着手したので、どこかに入れていただきたいなということでコメントをしました。

先ほど事務局からも御説明があったように、3ページの「また」以下で「成長分野に『人が動く』」という3行を入れていただいたということだと思うのですけれども、やはり最初になぜ規制改革が必要なのかというところに入ってこないと、雇用というのはそもそも規制改革という中で扱うべきなのか。どうしても事業者という視点が非常に中心となって、逆に労働者とか働き手というところの視点が少し弱いという形に少しなってしまうのかなという危惧を持っております。

この3行を入れていただいたことは非常にありがたいのですけれども、例えば「①経済環境の変化に適合して、経済成長を実現する」と。この下に「規制改革によって、事業者の」云々とあります。その後に労働者として働き手の視点というものも1行ぐらい加えることによって、要は、ここでこういう視点から雇用というものも規制改革の範疇でしっかり議論すべき雇用労働という話なのですよというものが、文章上からもより強調できるのではないのか。まさに雇用というものを今回アドホックに見直しをしたということではないという意味でも、少しこれは文章上の工夫はできるかと思うので、お願いしたいと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 少し細かいことですけれども、まず、「はじめに」のところで発足したということがありますが、今回、3年の任期というか、2016年までということなので、これだけを読むと、きっと読まれた方についてはこの5カ月間の非常に短期間でやった仕事かなと思うと思うのですが、どこかにこれが2016年まで続いている中での第1回目の答申だということが書かれていると、以前に申し上げましたけれども、マスコミを含めて多くの方は、この規制改革会議は何をやっているのだ、何も結果が出ないのではないかと見られがちですが、3年の中での一番のという、全体のところが多くの人に分かりやすくなるのではないかと思って提案します。

2の「②消費者・ユーザーに多様な選択肢を」ですけれども、消費者とユーザーという 並びがちょっと唐突で、消費者、生活者ユーザーなのか。このあたりの言葉と、次の事業 者と、この事業者はNPOとかも含まれるということなのですか。このあたりは言葉のところ で、多くの人が含まれて改革が進むと感じてもらえるといいと思っております。

(2)の①の「転職が不利にならず」というネガティブな文章を、例えば「転職により」「転職が個人の競争力を高め」とか、何か少し前向きに発展するような形に書けたらと思うことと、最後のページの「農業を始め未着手の課題」というところも、「課題が多く残

され」という私たちの意識を少し含めていただけたらという細かいところです。

あと、先ほども出た規制改革がなかなか進まない原因というか構造的問題のようなものはどこかに私たちの視点を簡潔に書けたらいいのかなと思っております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございました。

林委員、どうぞ。

○林委員 前回の会議で、分かりやすくという点を意見させていただいて、それを大変、 反映していただきありがとうございます。

その上で、なお言うのは申し訳ないのですけれども、まだちょっと言葉がかたいところがあるかなという点を、少し申し上げます。

1、総論の2の(1)の①の「特に我が国は、少子高齢化や」の次の「エネルギー制約、 財政制約」という「制約」という言葉です。これをもう少しかみ砕いて、「待ったなし」 ということが伝わるように、端的に言っていただいたほうが分かりやすいかと思います。

同じところの②で「過剰な参入規制」という言葉があります。これは何が過剰かは評価の問題ですし、ここは新規参入規制のことを論じているのだから、我々、規制緩和する側では、問題のあるという規制を指摘するわけなので、「過剰な」というのは要らないのではないかと思います。

2ページ目の2行目「また、ICTや新エネルギーなどの登場に適合しない規制」というものも、もう少しかみ砕いていただいたほうがいいかと思います。

③の中にも「過剰な規制」とありますが、ここも書き方の順番を変えれば「過剰な」は 要らないのではないかと思います。

5ページ目、Ⅲの2番の1行目「これまでも累次の答申」と、これもちょっと言葉がかたいかなというところでございます。

あとは大きな点なのですが、PDCAサイクルの確立というのは非常に重要なところですし、 長谷川委員がおっしゃられたように、所管府省みずからが主体的に取り組んでいただけれ ば一番いいのですが、「それができればねえ」ということで、実際にはできないので、今、 この会議があるわけです。それをどのように盛り込んでいくかという、システムにしてい くか、というのがこの規制改革会議の課題ではないかと思います。

その意味で、6ページ目の3のところで、今回の審議の過程で、法律自体に規制がないにもかかわらず、明確な委任がないまま省令等の下位規範において規制が行われている実態が明らかになってきた」というところについて、ここれ、実態は1つ挙げられているだけですが、それ以外にも、下位規範においての規制の明文がないにもかかわらず、運用において規制を行っている実態もあります。官僚側が政権担当者の意向を異なる利益に政策を歪曲する傾向、ビューロクラティック・ドリフト(Bureaucratic Drift)のようなものもある思われますので、それはこれから第2期に類型化して、システムの中に入れていくべき課題だと思うので、6ページ目の5行目の「実態」のところに「など」を入れて、「い

ろいろあるぞ」ということを含ませていただければと思います。 以上です。

- ○岡議長 ありがとうございます。 では、副大臣、どうぞ。
- ○寺田副大臣 ありがとうございます。

各委員の御意見もたくさん入っているかと思います。ちょっとやはり違和感がありますのが、総論の2ページ目の「安心、安全」。これは確かに規制の1つの目的が安全、安心ではあろうかと思いますが、規制の重要な目的は安全、安心のみではありません。むしろ新規産業の育成もあれば、規制というのは非対称性の維持によっていろいろな目的があるわけで、安全、安心が大事だ大事だということを強調すると別の逆ベクトルのメッセージを与えると思います。むしろ我々がやることは安心、安全を確保することではなくて、自立、自助とか、自己責任とか、行政側の立場でいうと、NPMです。民間手法を活用した行政手法の導入とか、民間資金の活用とか。だから、ちょっと異なるベクトルのことを、そういう誤ったメッセージを与える危険がこれは極めて大きいと思います。ただ、もちろん委員の先生方がこれでよろしければいいのですが、ちょっと違和感を覚える。

あと、PDCAのところです。今、林委員も言われましたが、本来、PDCAというのはNPMの手法なのです。効率化の手法がPDCAなのです。評価をして、ちゃんとフィードバックをする。まさに内閣府の第一統括のもとで、大田審議官、寺田参事官時代にモデル事業をやりました。これはまさにPDCA。これはカットが主になのです。これはベクトルが逆なのです。うまくいっていないものは逆にうまくいくように押すほうの意味でこのPDCAは使われていると思うのです。本来のPDCAの手法というのは全く逆であります。ですから、これをPDCAと呼ぶと、これも誤った、厳格な議論をすると、NPMの手法でいうとやらないほうです。つまり、予算をつけても無駄になったものはカットするのが本来のPDCAです。したがって、フォローアップをPDCAと、つまり、やっていないものをもっと後押しして改革をやらせるという意味でお使いなのでしょうけれども、ちょっとこれは用語上、行政学上、逆の使い方をされていると思います。改革PDCAサイクルですから、新たな造語として言われているのであれば鍵括弧をつけるとか、通常のPDCAの用語とは全く逆であるということです。

あと、最後にこれは蛇足かもしれませんが、確かに我々は手勢も少ないのでありますが、内閣府、法律上設置された産業競争力会議より格段、格上の会議であり、また、内閣府は事務局の皆さんを含めて、各省より上に立つ権限があるわけです。内閣府というのは中央省庁改革のときにまさに総合調整機能を持って、仮に言い分がフィフティー・フィフティーで割れたとしても、内閣府が総合調整機能を発揮して、これをやりなさいと決めたら、各省に対して指令できる立場であります。もちろん各省がPDCAで取り組む、これは極めて大事なのですが、各省もその方向でベクトルを向かせることが大事なのですが、内閣府とはそういう組織だ。すなわち我々のほうが格上なのだ。我々が総合調整機能を発揮して、指令を発すれば、各省は従うべき立場にあるわけです。そのいろはのいのところが各省、

それは分かっているのでしょうけれども、換骨奪胎しているのでしょうね。なので、本来 そういうものだと。この会議はそれだけ重いのだというのをもし各省が忘れているのであ ればどこかで書いたほうがいいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。 翁委員、どうぞ。

○翁委員 1つだけコメントをしたいのですが、4ページの「(3)国際先端テストの実施」のところですが、ここでは14件を選定し、12件について実施したと書いてあるだけなのですが、もう少し具体的にどういったことに活用したとか、どういった評価が今の時点であるのかということについて少し書き加えておいてもいいのではないかと感じました。以上です。

- ○岡議長 ありがとうございます。 松村委員、どうぞ。
- ○松村委員 まず今、出た国際先端テストのところで1点ありあます。

国際的に最先端の規制を目指すのは、この国際先端テストにかかったものだけではなく、全ての規制改革に共通する理念で、それを最も明確に表すものの1つが国際先端テストだったと思います。国際的に最先端の規制を目指すという議論がここ以外に、例えばIの1、Iの2の(2)あるいは最後の部分のどこかに、そういう言葉が一言入ることを希望しています。国際先端テストに入らなかったものは最先端の規制を目指さなくてもいいという誤解を招かないように、一言どこかに入れられないでしょうか。その3カ所どこにも無理だということなら、Iの3の(3)の国際先端テストを記述しているところで、そこに限られたものではないということを入れていただけないでしょうか。

2点目、長谷川委員が御指摘になった、更に先程大崎委員も御指摘になった点です。官庁が自ら規制改革に取り組む仕組みを作る点に関してです。この制度をどうやって作っていくのかという問題を次のサイクルで、この本体で議論したらどうか、どういうことをやればうまく回るようになるのかという問題も本格的な議題として取り上げたらどうか、という御提案だと理解しました。したがって、Ⅲのところで議論が出てきたのだと思います。ただ、具体的にどうするのが一番いいかという点はまだ全く議論していない。その具体像をここで書き込む必要はなく、自ら取り組んだものを国民に公表していくべきという文章だけでいいのではないか。各省庁で実際に業務改善のレビューのようなものは、すぐもう次の6月にも行われる。その結果も見るべきだし、それを規制に応用することも可能だと思います。ただ、そのやり方として、各省庁に省庁内の部局横断的な規制の部署を1つ設置してうまくいくかどうか疑問です。戦っているという表現がよくないのはよく分かってはいますが、対応しているのは省全体ではなく、局あるいは場合によっては課と対峙しているという状況も多くあったはずです。省内横断的な部署を統一的に1つ作って、それで省庁の自主的な改革が本当にドラスティックに進むのかどうか。これ自体ちゃんと議論すべきことだと思います。この答申にそこまで具体的に書き込む必要はなく、今後の課題と

- して書いておけばいいと思います。 以上です。
- ○岡議長 ありがとうございます。では、滝委員、どうぞ。
- ○滝委員 今のお話ですが、私は、長谷川委員の考え方に賛成です。産業育成で補助金が 出ると、それが長く続き過ぎるといつかモラルハザードになる、補助金のあるところにモ ラルハザードありということはよく言われています。そういう意味では、やはり必ず新し い育成の要素は、ある時期が来たらそれをやめるという要素が必ず入っているべきです。

そういう意味では、各省庁も新しい育成のためにできた補助金に対して、モラルハザードにならないように、それがある時期にやめることになるのだということで、それぞれの仕組みとして各省庁側に自分の仕事としてやれる人がいないと役所は動かないような気がしています。省庁サイドに、今後の新しい産業育成とモラルハザードにつながる可能性を常にウオッチングするというか、規制改革会議と連携して仕事としてやれる部署があるというのはとても大切なような気がいたします。

- ○岡議長 森下委員、どうぞ。
- ○森下委員 4ページの国際先端テストで、先ほど松村委員も言われたのですけれども、ここのところは官庁の方も今回誤解しているのが分かったのが、真ん中を行けばいいととられやすいのです。もともと先端テストは最先端を行くはずだったのが、よそと同じだからいいのではないかという議論が何回も出てきたので、国際先端テストをして、「世界で一番企業が活動しやすい国」を「実際に最先端の規制を実施する」とか、もう少し踏み込んだ書きぶりをしないと、真ん中だからいいというのが何回も出てきましたので、ここのところはどういう意図で国際先端テストをしているのかというのをもう少し書いたほうがいのではないか。そのことによって各省庁がまた同じようなことを言っているときにはそうではないのだということがはっきり言えるかと思いますので、是非この国際先端テストを実施してどういうことを浮かび上がらせて何をしたいのか。そこをもう少し明確に書いていただければと思います。
- ○岡議長 ありがとうございます。 長谷川総理補佐官、どうぞ。
- ○長谷川総理補佐官 短時間で事務局も御苦労されたのがよく分かりますけれども、済みません、数点許してほしいのですが、まず、今の森下委員のお話と関連して、国際的な色彩の点が、多分、少なくとも3つ局面があると思います。1つ目は、日本の今の規制制度が他の国並みになっていない。各論で、いよいよビザが出てきましたから、それは多分、そういうことが出ているわけですね。2つ目は、今、まさしくおっしゃった点で、リードして、むしろその規制制度運営の模範を示そうと。3つ目は、この規制改革の作業の結果が日本の今の経済改革全体への外国からの評価にかかわるという非常に重い役割を持っているのだと、多分、3つぐらいあると思うのです。それがどこに入れるかよく分かりませ

んが、総論、各論に入っていたほうがこの作業の意義付けがきちんとすると思います。

第2点目は、先ほど滝委員、長谷川委員がおっしゃった点ですけれども、外部の目とい うのはいろいろな意味でとても大事なことです。一方で、実は、その点の指摘はもう何十 年もやってきていて、各省には、例えばそのためだけの政策評価審議官あるいは官房、官 房長、官房総務課長と結構重くて高い給料をもらっているポストがあるわけです。もちろ ん政府全体には行政管理局、総務省、武藤参事官が行政管理局から来ていただいているの もそういう意味合いもあるわけです。だから、もちろん役所に任せるという意味ではなく て、今、重い職責と高い位置付けを持った方がいて、どうしているのかということも、い つがいいか分かりませんけれども、一度きちんとヒアリングをして、各省によっても、多 分、行政改革のやり方、規制改革のやり方は相当差があるはずです。そういう結果をある 種、さらしてもいいと思います。もちろんその前提として情報公開は大事ですけれども、 一方で、非常に忙しい方が直接かかわり合う作業効率という問題もあって、私は別にさぼ れと言っているわけではありませんけれども、ぼーんと厚い資料が来て、読んでみろと言 われても、そうするとそこの密度がむしろ薄くなってしまって、一番肝心かなめのところ にいきませんよという問題があるのです。ですから、具体的なやり方についてはどうする か。私が誤解しているかもしれませんけれども、私が言うのも失礼ですが、松村委員と基 本的には、結論的にはかなりお考えが近いと思います。

「今後取り組むべき課題」ですけれども、今、農業が例示されていて、これは第1回目から長谷川委員がおっしゃっているように、非常に象徴的な点だし、現に今、そういう世の中の声を受けて政府全体でこうなろうとしているのですけれども、農業だけの例示で本当にいいのでしょうかというのが私の問題提起で、皆さんから来た意見を見ても、例えば金融の部分が多かったとか、あるいは土地利用とか、そういう分野もあるのかもしれません。この2時限をいつまでに出すのかということの関係があるので、今から例示を増やすことは簡単ではないのかもしれませんけれども、やらなければいけないことが多いのだというこのメンバーの認識のマニフェストとしては、例示が1つというのは、ややちょっと本当に大丈夫ですかと思います。

これは事務局のほうでもお気づきかもしれませんけれども、行政手続法という現行、既にもう定着している、施行されている法律があって、各役所で行政処分、すなわち許可とか認可には、大体どのぐらいの期間で処理をするかを示す努力目標が今、現にあるのです。ですから、現行法をきちんとやるというのは当たり前のことですから、分野横断的にこれまで議論も出ていませんけれども、各論を考えるときにちょっとお考えいただいてはどうかと思います。

細かい話しで済みませんけれども、私は、イノベーションというのは技術革新だけではなくてもうちょっと広い意味があるのかと思いました。だから、それで記述を使い分けているのかなと理解いたしましたけれども、それは皆さんの御議論で決めていただけれいいと思います。

本当に細かい話で申し訳ありませんけれども、「とりあげる」というときは何となく、「採取」の「採」、「取」ではなくて「採」のような気がしますので、どちらが正しいか 分かりませんけれども、書き分けたほうがいいのかもしれません。

以上です。

○岡議長 ありがとうございました。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 今の長谷川補佐官のお話に絡んだ話ですけれども、一般から規制改革会議に対しているいろな提案が出ていると思うのですが、今の時代、ITの利活用という横串によって進めることで、医療もそうですけれども、相当大幅な利便性など社会全体のさまざまなことにプラスがあるのだと思っています。そこのところを、いろいろ提案されるものも拾い上げる中で、徹底的にやることで相当な成果も期待できるような気がしています。農業に関してもそういう感覚がありまして、前向きに農業をしている人たちが将来に対する期待感を持てるような、そういう意味で徹底的なIT利活用を進めたい。日本はITのインフラ整備がすばらしいのに利活用がうんと遅れていますので、そういうITの利活用を横串にするテーマが期待されるわけです。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

いろいろな角度からいろいろな御意見を頂戴したので、取りまとめが大分難航しそうでございますけれども、事務局の方で、今日いただいた委員の皆さんの意見を整理していただいて、多少表現を変えればいいような軽いものから最後のところのPDCAの表現も含めて、長谷川委員あるいは松村委員から御提案のあった部分をどのような形でまとめるのか。一番最後の「今後の課題」のところ、その辺を大きく3つぐらいに分けて、早急にまた取りまとめたものを委員の皆さんに配っていただきたいと思います。

長谷川委員から大変大きなテーマを御提示いただきました。滝委員あるいは松村委員からもありましたけれども、今回のファーストラウンドでは、本当に時間がなくて、そういう議論がほとんどできなかったと私自身思っております。前回申し上げましたように、是非セカンドラウンドの初めにこの議論を大いにしていきたい。そこへつなぐためにどこまでの表現にするかを考えたいと思います。

では、本件につきましてはそういう形で、もう一度、事務局の方で皆さんの意見を反映 したものを作っていただいて、6月5日の取りまとめに向けて、皆さんからの率直な意見 をいろいろ出していただきたいと思います。

前回もそうでしたが、今日も資料1、2、3ともに回収させていただきます。最終答申の決定までは非公表とさせていただきますので、一つ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

では、最後に事務局から補足があれば御説明ください。

〇中原参事官 次回の会議は5月30日に開催の予定でございます。詳細はまた後ほど御連絡させていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございました。 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。 お忙しいところ、ありがとうございました。